



石田 ちひろ

日本共産党品川議会控室 TEL 03-5742-6818
すずらん通り事務所 TEL 03-5462-2133

2012年2月5日
ちひろニュースNo.29

品川区 介護保険事業計画『骨子案』

介護保険料を大幅値上げ

平成24年度から3年間の「第5期介護保険事業計画・骨子案」が、昨年11月の厚生委員会でも報告されました。介護保険料基準額・月3900円だったものが、第5期計画では4600円→4700円と大幅値上げです。

月8000円の大幅値上げ

この『骨子案』の最大の問題点は介護保険料の大幅値上げです。基準額・月3900円が4600円→4700円に。月7000円→8000円の値上げです。

区は、保険料は本来5053円になるところを、65歳以上の保険料が余って積み立ててきた基金19億円のうち9億円と、財政安定化基金2億円と、合計11億円を取り崩して4600円→4700円に引き下げたと説明します。

しかし、財政安定化基金は区分しか取り崩していません。都や国の分も取り崩して使わせる、また一般財源も入れ、区民税非課税者の値上げを抑えることが求められています。

介護保険は、高齢者が増え、サービス料が増えれば増えるほど、どんどん保険料が上がる仕組みです。

年金の引き下げに加え、後期高齢者保険料・国保料の値上げ。暮らしにくいといくと、高齢者からも、またその家族からも悲鳴が上がっています。

国からの負担割合を増やし、介護保険料の引き下げこそ必要です。

石田ちひろ地域

新春のつどい

2月11日(土)午後2時～

大井町

きゅりあん6階大会議室

お誘い合わせてご参加ください！

石田ちひろプロフィール 1975年品川区生まれ(35歳)／南品川在住／区立浅間台小、城南中、都立南高校、新東京歯科衛生士専門学校卒／党医療・福祉対策委員／党青年支部長／歯科衛生士14年／家族=両親／趣味=スノーボード

第四期 (H21～H23)				第五期 (H24～H26)			
段階	保険料			段階	対象者	基準額に対する基準額を4,600円～4,700円とした場合の月額保険料と四期からの増減額	
	料率	月額	年額			料率	月額
1	0.40	1,560円	18,720円	1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の人	0.40	1,840 (+280) 円 ～ 1,880 (+320) 円
2	0.40	1,560円	18,720円	2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以下の人	0.40	1,840 (+280) 円 ～ 1,880 (+320) 円
3	0.70	2,730円	32,760円	3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万以下の人	0.55	2,530 (▲200) 円 ～ 2,585 (▲145) 円
				4	世帯全員が区民税非課税で、第1～3段階以外の人	0.70	3,220 (+490) 円 ～ 3,290 (+560) 円
4	0.90	3,510円	42,120円	5	本人が区民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以下で同一世帯内に区民税課税者がいる人	0.85	3,910 (+400) 円 ～ 3,995 (+485) 円
5	基準額	3,900円	46,800円	6	本人が区民税非課税で同一世帯に区民税課税者がいる上記以外の人	基準額	4,600 (+700) 円 ～ 4,700 (+800) 円
6	1.20	4,680円	56,160円	7	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が125万以下の人	1.10	5,060 (+380) 円 ～ 5,170 (+490) 円
7	1.30	4,875円	58,500円	8	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が125万を越え190万未満の人	1.25	5,750 (+875) 円 ～ 5,875 (+1,000) 円
8	1.40	5,460円	65,520円	9	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が190万以上300万未満の人	1.45	6,670 (+1,210) 円 ～ 6,815 (+1,355) 円
9	1.55	6,045円	72,540円	10	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が300万以上500万未満の人	1.70	7,820 (+1,775) 円 ～ 7,990 (+1,945) 円
				11	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が500万以上800万未満の人	2.00	9,200 (+3,155) 円 ～ 9,400 (+3,355) 円
				12	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が800万以上2000万未満の人	2.35	10,810 (+4,765) 円 ～ 11,045 (+5,000) 円
				13	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が2000万以上の人	2.80	12,880 (+6,835) 円 ～ 13,160 (+7,115) 円

* 第五期の基準額 4,600円～4,700円は見込みであり、今後、変更することがあります。

無料法律相談

とき：2月13日(月)

時間：18：00～

場所：石田ちひろ事務所

弁護士さんと話しをうかがえます。

事前にご連絡ください。

5742-6818

日本共産党品川地区委員会主催